

つくばみらい市告示第149号

つくばみらい市戸籍証明書、住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付請求に係る本人確認に関する事務処理要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月1日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



つくばみらい市戸籍証明書、住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付請求に係る本人確認に関する事務処理要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市戸籍証明書、住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付請求に係る本人確認に関する事務処理要綱（平成20年つくばみらい市告示第73号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（電子申請による交付請求に係る本人確認方法）

第6条 市長は、電子申請により第2条に規定する証明書の交付請求（印鑑登録証明書を除く。）があった場合において、当該請求の任に当たっている者が本人であることを確認する方法については、つくばみらい市長に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年つくばみらい市規則第11号）第3条第4項の規定を準用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。